4　契約・加入手続き及び支給の流れ ～すべて学校が窓口となります～

①　加　入

学　校

・加入契約申込書（様式1−1）3月末
・加入者数等報告書（様式1−2）5月末
・加入者名簿

提　出

会　費（5月末）

指定口座への振り込み

（一財）福岡県学校安全振興会

②　請　求

学　校

①見舞金・医療費請求

②医療費支払決定通知書

③共済金請求

④支給決定・送金

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

（一財）福岡県学校安全振興会

③　支　給

（一財）福岡県学校安全振興会

共　済　金

支給決定通知書

各学校指定銀行口座へ振り込み

郵送

学　校

★学校窓口のため、保護者（共済金受取人）は学校経由で共済金を受け取ることになります。

別　表（保護者等 … 一事故一回限り）　（単位：円）

共済区分	補償内容	共済金額	摘　要
④ 死亡共済金	死　　亡	300,000	約款第５条（２）
⑤ 後遺障害共済金	後遺障害	最高 300,000	約款第６条（２）
⑥ 入院・通院共済金	入院（日額2,000）	最高 20,000	約款第８条
	通院（日額1,000）	最高 10,000	

個人情報の保護・管理取り扱い

個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護に関する法律」に基づき、その他関係法令及びこの法人の「個人情報保護に関する基本方針」、「個人情報管理規程」を遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の管理・保護に努めます。
詳しくはホームページをご参照ください。

運動不足の対処と安全管理によるケガ予防を！

- **できるだけ毎日屋外で運動する**
  運動不足にならないように、なるべく屋外で毎日30分以上を目安に運動しましょう。
- **運動前後のストレッチ**
  ウォーミングアップで心身の準備を整えケガの予防、そしてクールダウンで疲労回復を。
- **自分の体調や安全にも気を配る**
  その日の体調を考えて運動し、用具や運動環境にも気を配ってケガ予防を。

令和5年度　一般財団法人 福岡県学校安全振興会

「共済事業」概要案内

本会の主な事業

(1)　生徒、保護者等の災害を補償するための「共済事業」
（ここでいう災害とは？・・負傷・疾病・障害・死亡等をいいます）

(2)　生徒等の安全、健康及び健全育成等に関する調査研究と普及充実事業

(3)　安全、健康教育及び健全育成等に関する実践活動への助成事業

(4)　社会通念上、妥当な範囲内における供花料給付事業

(5)　その他前条の目的を達成するために必要な事業

授業中や部活動中の生徒等及び、PTA活動中の保護者等に起こった災害に対し共済金を支給します。

一般財団法人　福岡県学校安全振興会

〒812-0044 福岡市博多区千代１丁目２番４号福岡生活衛生食品会館３F　　FAX 092-292-8757　URL http://f-anzen.or.jp

電話　092-641-8748

共済事業の概要

※代表者（PTA等の長）は、４月からの補償開始に向け、３月末日までに必ず契約してください。

1　会　費（生徒1人当たり年額）

高等学校　全日制 ……	年額830円（内掛金792円）
高等学校　定時制 ……	年額310円（内掛金271円）
特別支援学校　高等部 ……	年額830円（内掛金792円）
特別支援学校　幼・小・中学部 ……	年額330円（内掛金294円）
(附属)中学校・中等教育学校 ……	年額830円（内掛金792円）

※保護者等はお子さまが加入していれば会費不要です。

2　被共済者（共済金支払い対象者）の範囲

（1）　福岡県内の高等学校、中等教育学校及び中学校の生徒、特別支援学校の生徒・児童・幼児（以下「生徒等」といいます。）

（2）　PTAまたはそれに準ずる団体（以下「PTA等」といいます）の活動中における生徒等の保護者

（3）　教職員及びPTA等の活動を支援する者

（（2）（3）を以下「保護者等」といいます。）

3　共済金の支給対象となる活動及び共済金等

生　徒　等

学校管理下といいます

活動例

（1）生徒等が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
（2）生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
（3）生徒等が休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
（4）生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合

（※独立行政法人日本スポーツ振興センターを以下「センター」といいます。）

共済区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
死亡共済金	学校管理下において死亡したときで、「センター」が災害共済給付を行ったとき	学校に在籍する生徒等	「センター」の死亡見舞金の50%（最高1,500万円）
後遺障害共済金	学校管理下における活動中の傷害（急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に限る。以下同じ）により、身体障害の状態（後遺障害）となったときで、「センター」が災害共済給付を行ったとき	学校に在籍する生徒等	「センター」の障害見舞金の50%（44万円～2,000万円）
治療共済金	学校管理下においての活動中の傷害により、入院または通院したときで、「センター」が災害共済給付を行ったとき ※初診後10年間お支払いします	学校に在籍する生徒等	同一の傷害について「センター」から給付された医療費給付額5万円以上のものについて、その支給額の18%

保護者等

PTA等の管理下といいます

活動例

（1）PTA等が主催または共催している行事におけるPTA等の活動の場合
（2）PTA等が参加を計画した学校行事におけるPTA等の活動の場合
（3）PTA等が参加を計画した他の機関・団体の行事におけるPTA等の活動の場合

共済区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
死亡共済金	PTA等主催または共催による活動中の傷害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	保護者等	別表
後遺障害共済金	PTA等の主催または共催による活動中の傷害により事故の日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となったとき	保護者等（一事故一回限り）	
入院・通院共済金	PTA等の主催または共催による活動中の傷害により、入院または通院したとき	保護者等（一事故一回限り）	

以下の場合は、共済金を支給しません。（共済約款第４条抜粋）

(1) 共済契約者（注1）又は被共済者の故意又は重大な過失

(2) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

(3) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

(4) 被共済者がいずれかに該当する間に生じた事故

ア　法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

イ　酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間

ウ　麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車等を運転している間

(5) 共済者の妊娠、出産、早産又は流産

(6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動（注3）

(7) 地震もしくは噴火又はこれらによる津波

(8) 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

(9)（6）及び（8）までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(10)（8）以外の放射線照射又は放射能汚染

（注1）共済契約者が法人である場合には、その理事長又は法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。

（注2）アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態をいいます。

（注3）群衆又は多数の者の集団の行為によって、全国又は一部の地区において著しい平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

●この法人は被共済者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。